



質問1

待合室が狭くなったので、倉庫に使用していた部分を模様替えして待合室の面積を1割ほど広げました。その費用として18万円ほど支出しましたが、これは修繕費にできないでしょうか。

回答 20万円未満の改良費用は必要経費とすることができます。

固定資産について生じた費用が資本的支出又は修繕費のいずれかに該当するかは、その支出の効果の実質によって判定すべきものですが、建物を増築したり、また、部品を良質なものと取り替えた場合などは明らかに資本的支出に該当するものとされています。

しかし、少額の減価償却資産については、その使用可能期間が1年を超える場合であっても、その取得価額を必要経費とすることができるという少額の減価償却資産の扱いに準じ、一の計画に基づいて修理、改良等の対象とした同一の固定資産について支出した費用の金額が20万円に満たない少額なものである場合も、上記にかかわらず、修繕費として必要経費にすることが認められています。

したがって、ご質問の場合には、建物について支出した費用が、実質的にみて資本的支出になるか修繕費になるかにかかわらず、その費用を修繕費として必要経費に算入して所得金額の計算を行って確定申告しているときには、その計算は認められることとなります。

質問2

当医院では、節電対策として診察室、待合室等の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えました。

この場合の取り替えに係る費用は修繕費として扱ってよろしいでしょうか。

回答 節電対策として当医院の診察室、待合室等の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替える場合の取り替え費用は、修繕費として処理することが可能です。

(1)ご質問に対する解説

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、蛍光灯（又は蛍光灯型LEDランプ）は、照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまではいえないと考えられますので、修繕費として処理することが相当です。

(2)修繕費と資本的支出

業務の用に供されている固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の通常の維持のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となりますが、業務の用に供されている固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる部分に対応する金額は資本的支出となります。